

令和4年大崎上島町議会（第2回）臨時会会議録（第1号）

1 令和4年10月25日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至		

3 欠席した議員は次のとおりである。

10番 信谷俊樹

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	上青木 至	1番	閑田大祐
----	-------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	池田真二	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3 報告第 8号	専決処分した事件の報告について
第4 議案第62号	工事請負契約の締結について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○副議長（水橋直行君） ただいまから令和4年第2回大崎上島町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○副議長（水橋直行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において上青木至議員、閑田大祐議員を指名します。

○副議長（水橋直行君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定しました。

○副議長（水橋直行君） 日程第3、報告第8号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第8号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和4年9月14日付で損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和4年8月24日に大崎上島町東野318番地1垂水団地駐車場において、企画課所属の会計年度職員が業務終了後帰宅し駐車しようとしたところ、誤って停車中の相手方所有車両に接触し損傷させたため、その修理費14万1,130円を損害賠償額として示談処理したものでございます。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第4、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第62号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、垂水団地外壁改修工事の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

この工事は、10月11日に指名競争入札を執行した結果、岡本建設株式会社が落札し、10月14日に契約金額7,920万円で仮契約を締結いたしております。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造5階建て2棟の外壁を改修するものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 質問は3回じゃな。

○副議長（水橋直行君） 3回です。

○2番（森若 徹君） じゃ、まとめて聞きます。

まず最初に、この外壁改修工事というのは今年の当初議会で予算を組んどったんですけど、建設課がなぜか主要事業として説明せんかったこと。それがまず1点目。

次に、この建物の竣工はいつじゃった。自分の記憶では多分昭和40年代じゃった思うんじゃけど。それが2点目。

3点目、これ耐震性は課長あるのか。集合住宅の場合には今言う耐震性がなかったら、もし何かのときには大きな被害や人命の危機があるからな。

その3点、そこまで教えてくれるかな。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の主要事業の説明についてですが、建設課の中で幾つか主要事業があり、今年については新規のものとか建設課として力を入れているものを説明させてもらった中で、垂水団地は外壁の修繕ということで塗り替えだけになります。その機能がアップするとかそういうものではありませんので、主要事業から省略させていただいたものでございます。

2点目の竣工、新築の時期でございますが、今ちょっと記憶にはありませんが、たしか昭和40年代の後半だったと私の記憶であります。詳しくは、また後日建設課の資料を基に報告させてもらったらと思います。

あと、3点目ですけれども、耐震診断については令和2年に耐震診断をして、その結果耐震性があるというふうに判断しております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 今、課長から答弁をいただいたんですけど、この垂水団地の外壁の改修工事はそんなに重きを力を置いてなかったから主要事業としては説明しなかったと。そして、耐震性はあるのかと言われましたように、令和2年6月23日に耐震診断を行っております。そんなときには1号棟のみです。それもある会社が行いまして420万円で落札しとります。ほいじゃが、このたびの改修工事は1号棟と2号棟の改修ということになつとります。2号棟は耐震診断もしてないのにできるんか。おかしいじゃろ、課長。そう思わん。普通でしたら、今さっき言ったように集合住宅の場合じゃったら、まず先に耐震診断をすると、それが済んでから外部の改修工事をする、それが順番じゃないのか。1億円に近い銭をかけるんじゃったら順番が違うと思うぞ、課長。どう思う。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 耐震診断についてでございますが、建設課の判断としてはこの垂水団地1号棟、2号棟、同種同等で構造も同じということで、その中で1号棟、2号棟2つありますけれども、1号棟を診断すれば2号棟も同じ結果になるということで省略をしたものでございます。したがって、建設課としては1号棟、2号棟とも耐震性はあるという結果で事業を進めております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 耐震性があると思うて事業を進めるという答弁でありましたけど、これ今さっき言ったように集合住宅じゃ、人間さんが生活しよんじやろ。これからいろんな地震じゃつっぺったこっぺった言ようるときに、1号棟をしたから2号棟も大丈夫なんです、そういう言い訳は通らんよ、課長、な。

それと、もう一つ大変気になっとなったのが、この入札にしてでも普通予定価格を後から来た分で事後公表というてなっとなよ。最初のとときには事後公表がなかったんよ。ぱっと見たら予定価格をオーバーしとるん。おかしいじゃないか思うたら、後から差し替え分で事後公表というて書いてある。米印で書いてきたんじゃ。普通じゃったら予定価格の後に事後公表という文言を入れて金額を入れる、これが本来の筋なんだよ。これじゃったら何でもありじゃない。ええ、違う。こういう方法は以前もあったんで、何回も。令和3年度分と4年度分の公共工事をやった分の一覧表が皆ここにあるんよ。こうやって付箋貼つとるが、わし意地が悪いけえな、こうやって。どう思う課長、あんた。それ説明してくれえや。自分らの落ち度じゃったんかも分からんけど、これじゃあ通用せんぞ、こういうやり方は。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

おっしゃっている資料につきましては、総務課が入札担当なので総務課のほうで作成しております。おっしゃるとおり、この訂正前の資料につきましては総務課の誤りでございます。その辺についてはおわび申し上げます。

おっしゃるとおり、資料については事後公表でございまして、予定価格の後ろに事後公表とあるべきものと判断して、初めに提出させていただいた資料については誤りということとで差し替えさせていただきました。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今、森若さんの質問の答弁で聞き漏らしていたところがあったんで、もう一遍お願いしたいんですけども。

竣工年で建設の年数、それがいつだったのか。

それ次第によっては、1975年、昭和50年ですか、の法規制が出てきたアスベストの石綿吹きつけ、これが行われている可能性もあると思うんですけども、アスベストの調査等はされているのでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えします。

アスベストについては、今年度実施をしたところでございます。

○副議長（水橋直行君） 今のもう一個、年代はって言ったのがあったんですいません。

○建設課長（藤原通伸君） 建設年度については私の記憶が曖昧なので、この議会が終わってから報告させていただいたらと思っております。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 工事概要で1号棟、2号棟の外壁、それから設備等改修とあるんですけども、内装に関連する設備も改修の予定なんでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この設備等というのは、内装ではなくてベランダにある室外機とか、換気扇の養生だったり移設だったり、そういうものでございます。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 3回目じゃけん、どういう聞き方でしょうか。

平成30年度ですかね、大気汚染防止法ほかの関係法令が改正されまして、改修工事、解体工事の発注に際してアスベストの事前調査を行うこと、これが義務化されたものが今年度からかな、猶予期間が終了して本格実施というような流れになっていると思うんですけども。その中で、先ほど来から申しております吹きつけ石綿、これが石綿の含有率が高くて人体に非常に有害であるということで、これは早い段階から法律によって規制されてきたんですけども、近年というかこれも大分前、石綿を含有する建材の製造の禁止、これが2004年です。それから、猶予期間といいますか、建材、要は部材の中に含まれている石綿、アスベストというのはある程度封じ込めがされているので粉じん化して人体に被害を及ぼすことがない、極めて低い、含有率も当然低いので、建材の中で0.1%だったかな、建材自体の0.1%未満というようなくくりで使用されていたと思います。ただ、これが改修工事をやるとなると、これが工事の際に石綿の飛散につながるということで、2004年の全面禁止以降、解体工事、改修が進んでくるであろう時期を見計らったのかどうなのか、今先ほど来申し上げました事前調査というところへつながってきて、今の時代の規制につながってきているんですけども、この工事に関してはその事前調査の義務づけ等行っているのでしょうか。また、今年度アスベストの調査をするという話でしたけども、それがそれに該当するのか。

一番最初に戻りますけども、その吹きつけ石綿が残っているのかどうか教えてください。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この工事については、この工事を発注する前段で、町のほうでこの石綿について調査をしております。

その調査の結果報告としては、基準値を超えるものはなかったということで工事の発注に至っているところで、その工事の中でもう調査の確認というのはしなくても大丈夫だというふうな認識でおります。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第62号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定されました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和4年第2回大崎上島町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時17分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

副議長

署名議員

署名議員